

行方市告示第 67 号

行方市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱(平成 28 年行方市告示第 51 号)の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 30 日

行方市長 高 須 敏 美

第 2 条第 2 項の表(3) 平成 24 年 4 月 1 日以降に貸付契約を締結したものの項利子助成率の欄に次のように加える。

ソ 基盤強化資金利子助成事業実施要綱別表 20 の 8 の(1)に掲げるものについて、同要綱別表 21 により利子助成が行われるもの

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の行方市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。